

【別紙】

電気設備概要

- | | |
|-----------|--|
| 1 共通事項 | <ul style="list-style-type: none">・機器・器具は、製造者の標準仕様とし、新品又は協議により良品のリース品とする。・本施設の仕様は、メーカー標準仕様によるものとし、その他必要に応じ協議の上、以下の基準を準用する。（ケーブルは一般仕様）・特記なき事項については、最新版公共建築工事標準仕様書（電気設備編）及び電気設備工事監理指針に準ずること。 |
| 2 受変電設備 | <ul style="list-style-type: none">・電力は正門横既設キュービクル予備ブレーカーから供給すること。・Tr容量は現状のままで足りるものとし、容量アップが必要な際は別途工事とする。 |
| 3 幹線設備 | <ul style="list-style-type: none">・仮設棟に電灯分電盤を設置すること。・空調機や機器の負荷に応じ、動力分電盤を設置すること。また、空調機については盤から空調機の室外機まで、機器については機器を設置する予定の場所まで配管、配線を行うこと。
なお、各分電盤の予備回路として4回路程度設けること。 |
| 4 照明設備 | <ul style="list-style-type: none">・各室や共用部、渡り廊下に照明器具設置及び配線を行うこと。・設置する照明はLED照明器具とすること。なお、室外に設置する場合は防湿防雨型とすること。 |
| 5 コンセント設備 | <ul style="list-style-type: none">・各室に必要な量のコンセントを設置すること。（設置箇所・個数等は、打合せによる） |
| 6 LAN設備 | <ul style="list-style-type: none">・本校舎から仮設校舎への配管、配線は別途工事とする。・仮設校舎内のフロアHUB～アクセスポイント間のLANケーブルを敷設すること。 |
| 7 電話設備 | <ul style="list-style-type: none">・無し |
| 8 放送設備 | <ul style="list-style-type: none">・本校舎から仮設校舎まで配管、配線を行い仮設校舎内に放送用スピーカーを設けること。 |
| 9 消防設備 | <ul style="list-style-type: none">・消防法及び関係法令に基づき、仮設校舎に消火器、非常警報設備、避難器具等の消防設備の設置を行うこと。なお、工事期間中を除き、供用される建物に未警戒区域が生じないように配線の盛替え等を行うこと。・避難器具として、避難はしごを必要数設置すること。 <p>※所轄消防署との協議により変更になった場合は、別途工事とする。</p> |
| 10 共聴設備 | <ul style="list-style-type: none">・無し |
| 11 その他の設備 | <ul style="list-style-type: none">・仮設校舎に設置する機械警備について、機器の設置及び調整並びに配線工事を含む一切を別途工事とする。 |